平成２４年（フ）第４９５７号
東京都渋谷区西原１丁目31―３―301、開始決定時の住所東京都世田谷区桜丘５丁目17―10―102
破産者　白柳　晴崇
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５２０５号
東京都板橋区三園１丁目４番15号
破産者　有限会社ジェムロード
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５２０６号
茨城県龍ケ崎市松ケ丘３丁目15―４
破産者　廣瀬　敏朗
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５９１８号
東京都八王子市諏訪町29―８、開始決定時の住所東京都八王子市元八王子町１丁目96―108
破産者　五十嵐　肇
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６８３２号
東京都墨田区八広１丁目１―16―602、開始決定時の住所東京都世田谷区玉堤１丁目19―28―107
破産者　亀山　英明
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７２１０号
神奈川県横浜市瀬谷区瀬谷２丁目１―４
破産者　常盤　正道
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７５２５号
東京都品川区南品川１丁目８―11―202
破産者　加藤　雅之
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８６１２号
東京都品川区平塚３丁目２番17号
破産者　有限会社エイアイ・デザイン
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８６１３号
東京都品川区平塚３丁目２―17―504
破産者　前川　　浩
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８６１５号
千葉県市原市菊間2918番地７
破産者　株式会社フィールワンズウェイ
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８６１６号
千葉県市原市菊間2918―７
破産者　初芝　敏一
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８６１７号
千葉県市原市菊間2918―７
破産者　初芝真由美（旧姓堀川）
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８７２７号
熊本県熊本市南区出仲間７丁目１―15
破産者　高濱　雄一
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８７２９号
東京都台東区清川１丁目10番７号
破産者　有限会社パルック
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８７３０号
千葉県船橋市習志野台１丁目17―５
破産者　鈴木　勇夫
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８７３１号
東京都港区北青山３丁目15番13号
破産者　株式会社アイ・シー・アイ
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８７３２号
東京都港区北青山３丁目15番13号
破産者　有限会社エルデ・コーポレーション
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８７３３号
東京都豊島区南長崎６丁目36番12号
破産者　株式会社マルチメディア研究所
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８７９７号
東京都豊島区高田３丁目15番７号　第一大島ビル202号
破産者　株式会社水谷コーポレーション
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８７９８号
東京都豊島区池袋本町１丁目31―２―205
破産者　水谷慶太郎
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８８４７号
東京都中央区日本橋小伝馬町18番１号
破産者　株式会社エスオーエー・コミュニケーションズ
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８８４８号
東京都板橋区中台３丁目27　G―506
破産者　橋口　啓一
1　決定年月日　平成24年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部